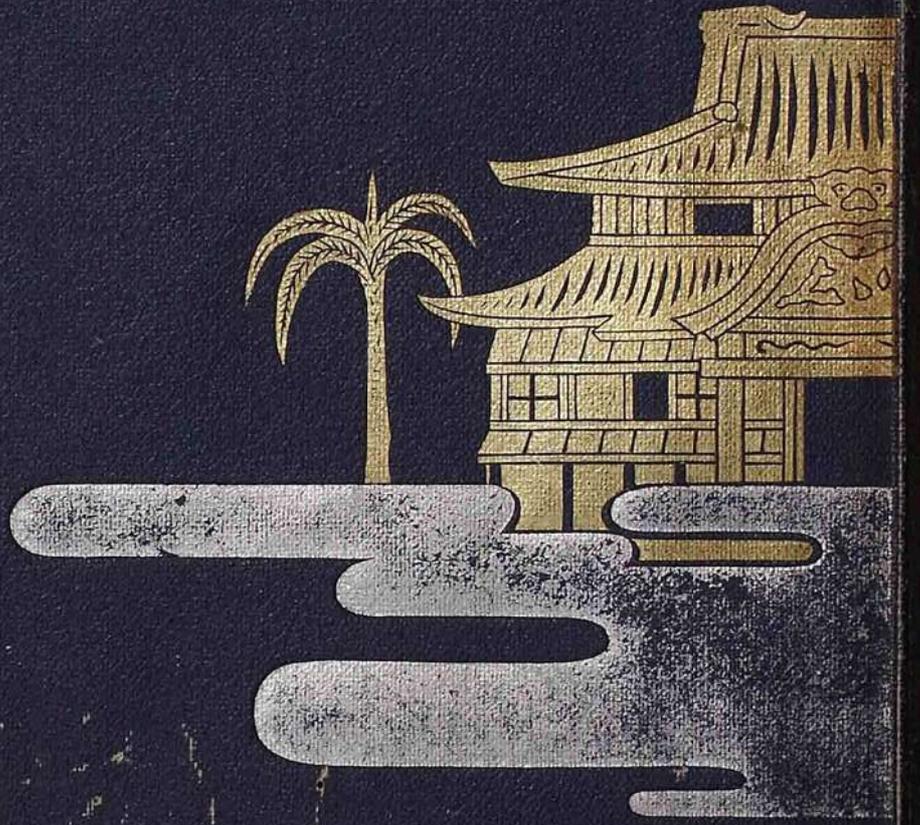


神繩縣沿革覽



沖繩縣治要覽

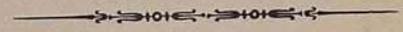


沖繩縣治要覽



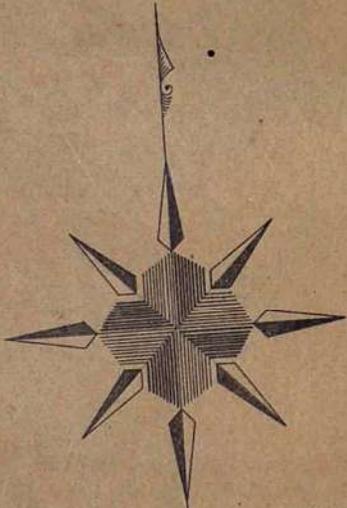
沖繩縣治要覽插入寫真目次

- 一 沖繩縣管内全圖
- 二 沖繩縣航路圖
- 三 那霸全景
- 四 那霸港棧橋
- 五 沖繩縣廳
- 六 縣會議事堂
- 七 島尻郡役所
- 八 那霸區役所
- 九 國頭郡今歸仁村役場
- 〇 農村部落之景(國頭村 宇與)
- 一 女子師範學校
- 二 縣立水産學校
- 三 縣立圖書館
- 四 那霸高等小學校
- 五 波上宮
- 六 圓覺寺
- 七 糖業試驗場



- 六 同 名護支場
- 元 製糖場 其一、其二、其三
- 〇 防風林
- 二 阿且葉帽子製造場
- 三 泡盛釀造場
- 三 製藍場
- 四 ラサ島燐礦
- 五 沖繩縣農工銀行
- 六 大阪商船會社沖繩支店
- 七 那霸郵便局
- 八 那霸停車場
- 元 電車
- 〇 那霸海陸聯絡狀況
- 三 那霸警察署
- 三 沖繩縣立病院
- 三 那霸地方裁判所
- 三 同 區裁判所

圖

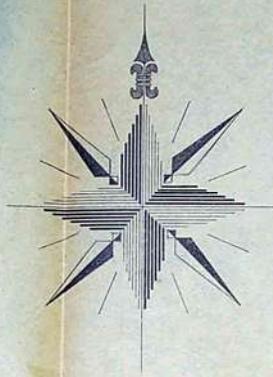


川 岳
小學校
小學校
場 臺
計畫線
界 界

▲ △ ○ ☆



沖繩縣航路圖



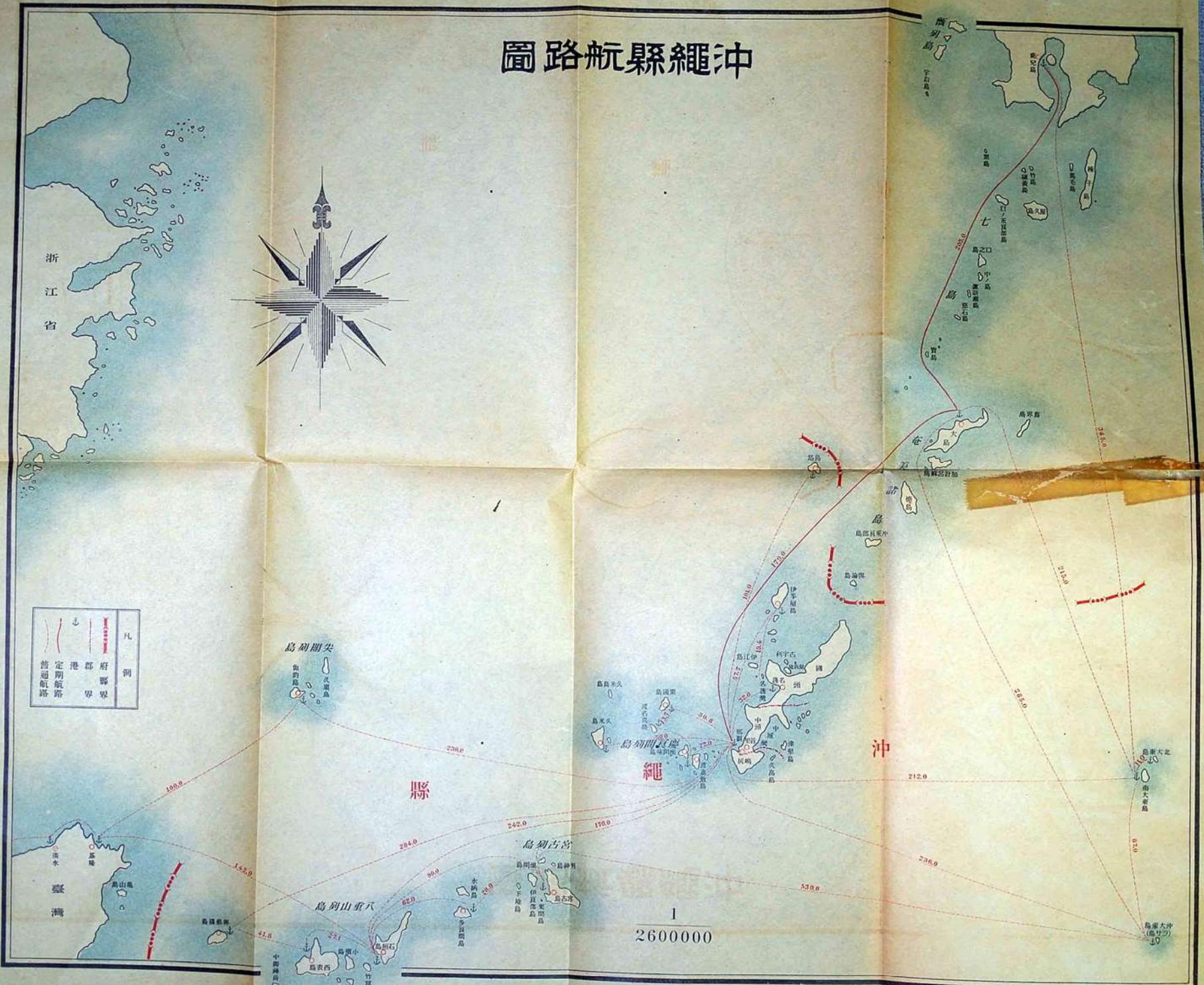
浙江省

	普通航路	凡
	定期航路	例
	港	
	郡	
	府	
	縣	
	界	
	界	

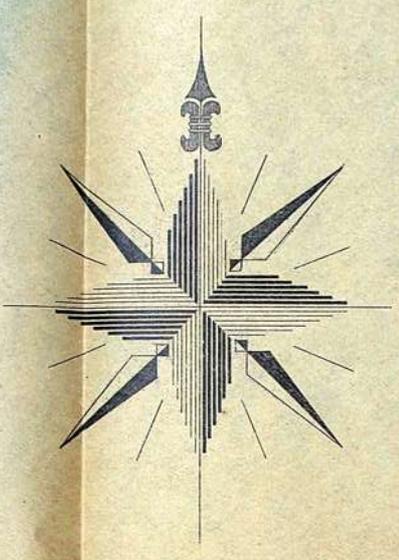
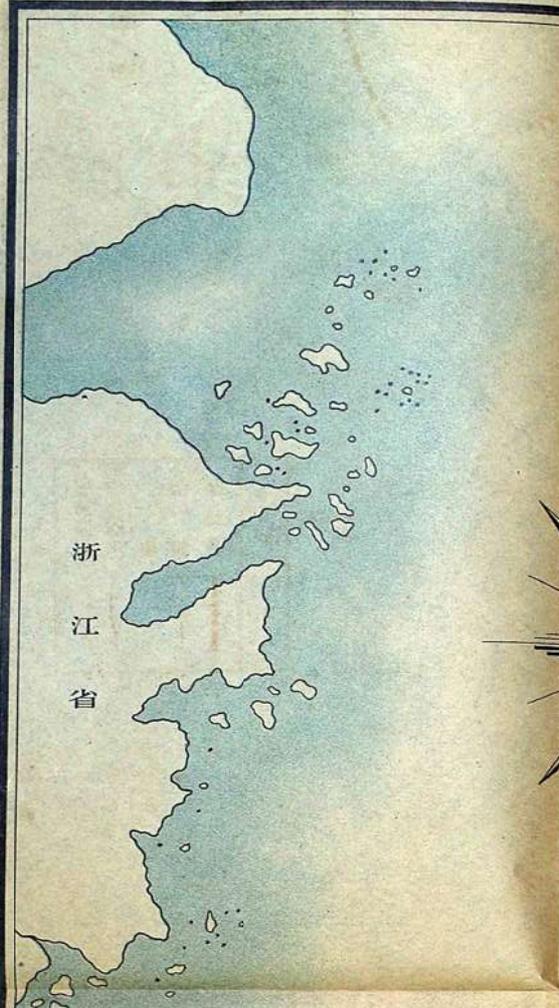
縣

沖

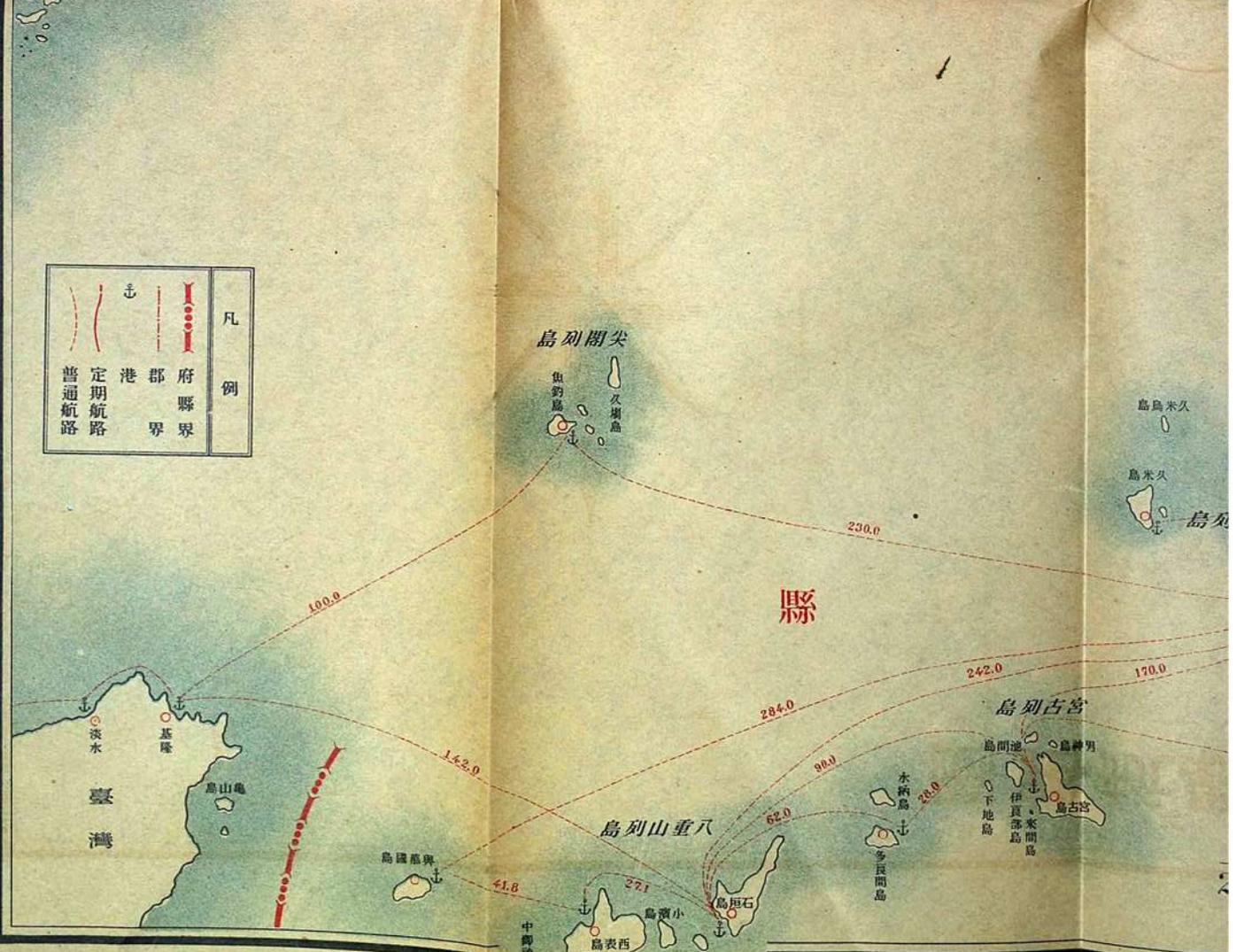
1
2600000



舟航路圖



凡例	
	普通航路
	定期航路
	港口
	郡縣界
	府縣界



序

本年四月那覇港修築工事落成式を舉行せんとするに蒞み此の機會に於て聊か縣勢の梗概を世に紹介せんとし茲に縣治要覽の編纂就る然れども事勿忙に際し其の蒐輯する處繁簡精粗一ならずして未だ管下の全豹を窺知するに足らざるものあり他日機を得て更に是正し以て完璧たらしめんことを期すと雖若し夫れ本篇に依り縣勢の一斑を大觀するに於て多少の裨益を與ふる所あらば則ち是幸也

大正五年二月

沖繩縣知事 大味久五郎

凡 例

一本篇は沖縄縣治の梗概を録し施政上の参照に資し併せて江湖に縣勢の大要を紹介せんとするの目的に依りて編纂せり

一本篇所載の沿革及事項は廢藩置縣の當時を起點とせるも往々舊記若くは口碑に依りて記録せるものあり然かして事項に至りては専ら廳内各部課の蒐集したるものに資れり

一本篇最近の事項は主として大正三年の事實を標準とせるも調査未了のものは二年の事實を以て補填し或は新資料の得るあれば隨て録し大正四年の事實に依れるものあり可及的最近の事實を知るに努めたり

一本篇記事の繁簡精粗一ならざるは彼に渥くして是に薄くせるにあらざるも努めて産業界の紹介に重きを置きたるに由る然かして多く推敲を須ひるの邊無く校正亦日を假さざるに依り魯魚の誤多かるべきも他日期を得て是正せんとす

大正五年二月

沖繩縣治要覽

目次

第一章 總論	一頁
第一節 沿革概説	一
一 置縣の始末	一
二 縣治の變遷附自治由來	三
第二節 議會	八
一 沿革	八
二 衆議院議員選舉	九
三 縣會	一〇
四 區町村會及町村組合會	一一
第三節 地理	一三
第四節 戶口	一四
第五節 行政區劃	一六

第二章 財政

第一節 沿革概説

一七

第二節 縣

一七

一 收入支出

一八

二 財産及負債

一九

三 負擔の狀況

二一

第三節 區町村及町村組合

二二

一 收入支出

二三

二 財産及負債

二三

三 負擔の狀況

二四

第三章 兵事

二五

第一節 沿革概説

二五

第二節 徴兵及志願兵

二九

第三節 在郷軍人會

三〇

第四節 廢兵及軍人遺族

三一

第四章 教育

三二

第一節 沿革概説

三二

第二節 小學教育附幼稚園

三五

第三節 中等教育

三九

一 師範學校

三九

二 中學校

四〇

三 女子師範學校

四一

四 高等女學校

四一

第四節 實業教育

四二

一 縣立農學校

四二

二 那覇區立商業學校

四三

三 縣立水産學校

四四

四 徒弟學校

四四

イ 縣立工業徒弟學校

四四

ロ 糸満町外十四ヶ村組合立島尻女子工業徒弟學校

四五

八	首里區立女子工藝學校	四六
二	仲里兩村組合立女子工業徒弟學校	四六
五	實業補習學校	四七
第五節	社會教育	四七
一	圖書館附巡回文庫	四七
二	教育會	四八
三	青年團體	四九
四	育英事業	六四
五	新聞雜誌	六四
第五章	社寺、公園	六五
第一節	社寺	六五
第二節	公園	六九
第六章	產業	七一
第一節	農業	七一
一	沿革概説	七一

二	重要農產物	七六
三	肥料	八五
四	農業に關する諸機關	八七
イ	農事試驗場	八七
ロ	農會	八八
ハ	原山勝負	八九
ニ	鼠勝負	八九
ホ	重要物産品評會	八九
ヘ	蔬菜品評會	九〇
ト	老農會	九〇
チ	農業技術員設置	九〇
五	耕地整理	九一
六	蠶業	九三
第二節	糖業附甘蔗	九五
一	沿革	九五

二	産額	一〇五頁
三	糖業試験場	一〇七
第三節	牧畜	一一〇
第四節	林業	一一二
一	沿革	一一二
二	林地の現況	一一四
三	造林	一一六
四	林産物	一一八
五	林業に關する諸機關	一二八
第五節	工業	一二九
一	織物	一二九
二	阿旦葉帽子	一二二
三	泡盛	一二三
四	漆器	一二三
五	陶磁器	一二四

六	製藍	一二四
第六節	水産	一二六
一	沿革	一二六
二	水産業の現況	一二九
三	漁撈	一三〇
四	水産製造	一三二
五	漁場	一三四
六	漁業組合及水産組合	一三五
第七節	鑛業	一三六
一	沿革	一三七
二	現況	一三八
イ	ラサ島鑛	一三八
ロ	八重山炭鑛	一四〇
ハ	鳥島硫黄	一四二
第八節	商業	一四三

種別	那覇區		首里區		島尻郡		中頭郡		國頭郡		宮古郡		八重山郡		計
	製瓦	煉瓦	製瓦	煉瓦	製瓦	煉瓦	製瓦	煉瓦	製瓦	煉瓦	製瓦	煉瓦	製瓦	煉瓦	
計	九四八、三四二	九四八、三四二	一、二四四、七五三	二〇六、七五九	五八、八五二	六五、五一六	六五、六七七	五五、二〇二	二、六四五、一〇一	二七、五九七	二、一九五	四、五四五	二、六四五、一〇一	二七、五九七	
雜類	九、四八一	九、四八一	一、七二四	一、七二四	一、三三八	三、三三九	二、一〇〇	二、四、七五九	四〇、七三一	三、八九二	三、八九二	三、八九二	三、八九二	三、八九二	
製瓦	一一、五三八	一一、五三八	三、九一	三、九一	三、八六〇	二、七、五九七	二、一八五	四、五四五	九三、〇七五	二、一九五	二、一九五	二、一九五	二、一九五	二、一九五	
煉瓦	七八、五九三	七八、五九三	三、八九二	三、八九二	三、八六〇	二、七、五九七	二、一八五	四、五四五	九三、〇七五	二、一九五	二、一九五	二、一九五	二、一九五	二、一九五	

備考 本表中帽子の産額は大正三年に於て時局の影響を承け著しく不振を來せしが未だ正確の調査を得ざるに依り暫く大正二年の産額を以て之を補填す
工産品中砂糖は別に之を掲出せり

第六節 水産

一 沿革

本縣水産業の沿革は別に史籍の徴すべき無く今之を詳知する能はずと雖地勢及海産物分布の状況より之を察し或は古史に散見する所を綜合概観するに往古より已に操業せしもの如く而して今より四百餘年前尙泰久王の時代に阿麻和利なる者あり蛛網に倣ひて漁網を案出し漁撈に従ひ其の獲得物を一般に配與し以て大に人心を收攬するに至り遂に一城の主となりし云々の傳説あり

中古藩政時代には漁業に對して別に獎勵施設したる跡無く元文二年今より約百七十餘年前漁船定數の制を布きたるが如きは寧ろ却て間接に漁業の發達を阻害せるものあらざりし乎然れども一面支那貿易最も繁盛なりし結果鰻鱺、海參等の生産を促し柔魚、鱸等の漁業は大に發達し鱸漁船の如きは現今に勝る船數を有したりと云ひ沿岸漁業も又相當の發達を遂げ就中文鰻魚漁業の如きは盛況を極めたるもの、如し廢藩置縣は漁業上に少なからざる影響を與へたり即ち支那通航船廢止の如きは爲に支那貿易を杜絶するに至り從來支那市場を得意とせる水産物の生産は著しく減少せり然れども又一面高尻介蝶介蝶螺介等の新需用起り之に轉業する者多く明治十八年前後より其の採取業漸次盛況を示し來り漁船は定數制廢止の結果再び衰運を挽回し從來船材は多く松の丸木列なりしもの往々杉材を用ひ遠海の出漁に堪ふるに至れり置縣當時より明治三十三年に至る二十年間は如上の外漁業方に格別の變遷無く唯在來の漁具、漁法を踏襲せるに過ぎざりしも爾後他府縣との交通漸次頻繁を加へ來りたると各種の産業勃興したる影響を受け魚介の需用頓に増加し爲に本業に生氣を與へ漁業者及生産額は著しき増加を見るに至れり

就中本縣水産業に對して革新を興へたるは實に鰹漁業にして明治三十四年鳥尻郡座間味村の者鹿兒島縣大島の出漁船に倣ひ之が經營を爲したるを以て本業の嚆矢とし爾來漸次發達を遂げ來りしが明治四十一年よりは更に百尺竿頭一步を進め漁船に發動機を据付くるに至り斯業益々好況に向ひ産額又逐年増加し來り遠洋漁業の開始は明治三十九年糸滿遠洋漁業株式會社の第一糸滿丸第二糸滿丸を以て嚆矢とし何れも西洋型帆船にして總噸數八十餘噸に達し鱈漁業に従事せしが二船共同年秋及翌年に於て難破座礁の災禍に遭過し次いて明治四十二年照島丸新造成り降りて大正四年更に金剛丸外五隻を加へ何れも近海に於ける鰹漁業に従事し成績甚だ良好なり漁業の取締に關しては明治二十八年漁業取締規則を發布し次いて明治三十四年及同三十五年更に爆發物使用漁業に關する取締規則を制定し明治三十五年十二月漁業法の施行に伴ひ同法に準據して漁業取締規則の改正を行ひ明治三十七年更に之を改め超て明治四十五年漁業法改正に基き現行の如く改正せり而して漁業の獎勵及施設に就きては明治三十五年岡山縣より伏老介の稚介を移入し奥武山地先海面外二ヶ所養殖試験を爲し明治四十三年及同四十四年の二ヶ年は棒受網を使用して鰹餌料漁獲の試験を行ひ大正元年より大正二年に及ぶ二ヶ年間鰹餌料の捕獲及其の營養試験を施行し

何れも相當の成績を見たり

明治四十三年以來縣費を以て水産業の指導獎勵に當るべき技師及技手を設置し及同年より毎年臨時に鰹釣漁撈手及鰹節製造手を置き以て技術の傳習に當らしめ大正三年よりは更に節削手鮪釣漁撈手鱈釣漁撈手柔魚漁撈手及鰹製造手を臨時に設置せしも柔魚漁撈手及鰹製造手は一年限り之を廢止し大正五年の豫算に於ては造船業者に技術を傳習せしむるの目的を以て臨時に造船手設置の費用を計上せり而して明治四十三年以來毎年縣より金五百圓乃至六百圓を沖繩縣水産組合に補助し大正五年鰹節製造に關する設備改善の爲是又補助金千五百圓を交付し目下其の實行中にあり之を要するに本縣の水産業は古來列舟を用ひて沿海の魚介を捕採するに過ぎざりしが過去十餘年間に於ける鰹漁業の發展に伴ひ大いに振興し來り今や漸く縣下重要産業の一たるに至れり

二 水産業の現状

本縣は大小五十有餘の島嶼より成り土地の面積僅かに百三十六方里餘に過ぎずと雖も海岸線の延長は實に三百有餘里に上り殊に黒潮の流域に當るを以て甚だ暖海性の魚介類に富めり漁業戸數は約七千にして其の人員一萬七千三百五十三を算し内專業

者七千六百六十八兼業者九千八百八十五なり漁業は刳舟を使用せる在來のもの及日本型漁船を使用する鰹漁業の二大別に分つを得べく前者は規模一般に狭小にして糸満を中心とし各郡に就業者あり後者は島尻郡を最とし八重山郡、宮古郡、國頭郡順次に亞ぎ將來益發展の趨勢にあり而して水産製造業の内最も主要の位置を占むるは鰹節製造業にして鰹漁業の發展と共に漸次盛大に趣き其他は鱈、鱈、海參等の製造あるも多く漁業者の兼業に係れるの又養殖業は現今宮古郡、八重山郡に眞珠介を養殖せるもの各一あるに過ぎずと雖も將來頗る有望なる状態に在り
最近水産物の産額は百四拾萬圓にして内漁獲高約九拾餘萬圓水産製造高約五拾萬圓を算せり

三 漁 撈

鰹漁業は島尻、八重山、國頭、宮古の各郡漁業者主として之を營み漁船數九十二隻にして内補助機關を据付けたるもの四十五隻普通帆船四十七隻なり本漁は創始以來未だ十數星霜を閱せるに過ぎざるも其の發達の趨勢は頗る注目し値すべきものあり將來餌料の供給方法を完全にし及漁場の擴張を努めんか其生産額を増進せしむること敢て至難の業にあらざ前途甚だ有望なり文鰹魚は各郡に於て之を見るも島尻郡を以て最

とす本縣産の文鰹魚は其の種類數種に亘るも通常唯生産の時期に依りて夏文鰹魚冬文鰹魚の二種に分てり前者は四月より七月に及び後者は十一月より翌年四月に至る迄を漁期とし共に流網を以て漁獲するものにして多く刳舟使用せり

赤室鰹は方言「ぐるくん」と稱し各郡之を産せざるなしと雖漁獲は殆んど糸満漁業者の占有に係り漁期は十一月より翌年五月に及び廻高網を使用す本漁業は本縣在來の漁業中に於て規模大なるものにして一組に對し漁夫五十人刳舟十隻以上を要し漁期に至れば縣下各郡は勿論鹿兒島縣管内大島郡下に出漁するに至る

鳥賊は本縣近海一帶に群來するを認むるも島尻、中頭最も多く八重山、國頭之に亞ぎ漁獲すべき鳥賊の種類は約六種あり就中「とひいか」は最も多産にして「こぶしめ」之に亞ぎ其の他は産額多からず漁期は八月より十一月迄にして刳舟を使用し釣獲せり如上の外尙鱈漁業ありと雖未だ特筆するの成績を見るに至らず

介類本縣に産する介類は多種多様にして珍貴なる種類少からずと雖も經濟上重要なものは高尻介、蝶螺介、黑蝶介、夜光介とす然れども夜光介は近年著しく其の産額を減少し現在に於ては與那國島及尖閣列島に産するを見るのみ而して高尻介、蝶螺及黑蝶介は宮古、八重山の兩郡之が主産地たり介類採取は専ら裸潜に依るものにして未だ潜

水器の使用を見るに至らず
最近主なる漁獲物の種類及産額を示せば左の如し

種類		数量	價格	種類		数量	價格
鰹	鱈	三、三三三、〇一一	二、四、三、七六	高	尻	一、四、四、九〇六	二、三、七、九〇
赤	文	二、四、三、六、一〇八	一九六、二五二	蝶	介	二、四、六、五〇八	一〇、一九八
烏	室	二、二、八、一、三七〇	一七八、一〇八	其	他	?	一、三、六、八二四
鱈	賊	二、八〇〇、四六四	一一五、五六〇	計			九二二、二四四
		一、〇、四、四、七〇五	四七、一三七				

四 水産製造

鰹節製造は鰹漁業者の兼營に係り島尻八重山國頭宮古の各郡は最も就業者多し本業は鰹漁業の發達と共に益々盛況に向ひつゝあり蓋し本縣の鰹節は一般に脂肪少く味亦佳良なりと雖も未だ市場に其の聲價を博せざるは畢竟製造方法の完からざるに職由す依りて既往數年來縣は熟練せる技術者を配置して一般製造法の改善に努め又一面水産組合をして製品の検査を勵行せしめ以て製品の向上を促し時に或は品評會を開きて之が奨勵を試みたる爲め漸次進歩の傾向を示し來りしが猶本年度より更に一

歩を進め鰹節製造設備の改善に對しては補助金を交付することゝし以て根本的改善を企圖せるに由り今後數年を出でずして其の面目を一新するに至るべし鰹製造は烏賊釣漁業者の兼營に係り各郡之が就業者あるも就中島尻郡に多く本縣の鰹はとびいかを原料とし所謂琉球鰹又は黒鰹と稱せらるゝものにして支那福州地方に需要あり在來の製品は稍粗雜に陥りつゝありしも近年漸次改良の實を擧ぐるに至れり鱈製造は鱈漁業者の兼營に係り島尻郡八重山郡を主とす鱈の製造は一般に未だ精良ならず殊に從來肉の附着を多からしめんする弊習ありしも縣は之が改善に努めし爲漸次良好なる氣運に向ひつゝあり海參製造は海從業者の兼營にして各郡之が就業者あるも八重山宮古の兩郡之が最たり海參は十數種類に上り就中めいはやしびこわあ等を多産すちりめんは各種類中最も優良種なるも其生産稀少なるを遺憾とす本縣の海參は支那貿易品として頗る歓迎を博せるも近年著しく其生産を減少せるは多大の恨事に屬す主なる水産製品の種類産額等左の如し

種類	數量	價格	種類	數量	價格
鰹節	七九、六〇六 斤	三八、八一〇 円	鰹	四一、八七五七 斤	六三、七五九 円

番 號	事 業 の 概 要	數	組 合 名
一	低利資金の貸付を受け組合員の漁船建造に便利を計りたるもの	三	座間味、津堅、池前
二	節削女工の養成を爲せしもの	一	座間味
三	最多獲者表彰を實行せるもの	二	池前、渡嘉敷
四	組合員漁業資金積立を助成せるもの	一	座間味、渡嘉敷
五	節削共同販賣を實行せるもの	一	座間味
六	漁具其他必要品の共同購買を實行せるもの	一	座間味
七	漁港の修築を企劃しつゝあるもの	二	座間味、渡嘉敷

水産組合は現在唯沖繩縣水産組合の一あるのみにして明治四十三年の創立に係り縣を以て區域とし那覇に事務所を置き宮古八重山兩郡に検査所を設置せり施行事業の主なるものは鯉節其の他の節類、鰻、鱧、海參の製品検査を行ひ或は品評會講習會を開催し組合員の共同利益並水産業の發達に關して努力し現在の役員及所員は組長、副組長各一名評議員五名其他理事三名技術員一名検査員七名を以て業務を執行しつゝあり成績良好なり

第七節 鑛 業

一 沿 革

由來本縣の鑛物は其の種類極めて少なく現今採掘中に屬するものにして稍々見るべきは僅に八重山の石炭、ラサ島の磷鑛、鳥島の硫黄のあるに過ぎず往時明治二十二三年頃在りては國頭郡羽地村に銅鑛あり尙家の經營に係り一ケ年の産出約五萬斤を出せしが四五年の後鑛脈斷絶し事業繼續の見込なきに至り終に廢鑛せりと云ふ今採掘中にある三鑛山に付沿革の概要を摘記すればラサ島の磷鑛は今を去る約三十年前迄無所屬の一孤島たりしラサ島が明治二十五年八月我軍艦海門號の派遣によりて發見され三十三年九月我政府は北緯二十四度三十二分三十秒東徑百三十一度十九分にある島嶼を沖大東島と稱して沖繩縣島尻郡大東島の區域に編入し以て帝國の所屬たることを公表せるに起因し同島に於ける磷鑛石の産出極めて豊富なること世上の知る處となり四十四年三月ラサ島磷鑛合資會社の設立を見るに至り更に調査研究の結果産量一千萬噸以上を算し世界稀有の大産地たることを確認せられ大正二年五月會社の組織を革めて株式會社となし資本金百五十萬圓を三百萬圓に増資し大に其の事業の擴張を圖り着々諸般の設備を了し盛んに採掘を行ひ以て今日に及べるものとす八重山炭鑛は嘉永年間米使ベルリの發見に係るも何等爲す處なかりしが明治の初年

第五節 海 運

海上の交通は縣外に懸るものは大阪を起點とし神戸、鹿兒島、大島の各港を經由して那覇に至り同航路を復航するものと等しく大阪を起點とし前記各港を経て先島に寄港し臺灣に及び再び同航路を復航するものとの二種あり然かして鹿兒島、那覇間に於ては更に定期航路を開始すべく多年の懸案たりしが大正五年度より政府の補助を得て右航路の開始を見るに至るべきを以て縣外との交通は正に面目を一新すべし航路名及寄港地名左の如し

航路名	寄港地	船主名	備考
大阪沖繩線	大阪發神戸、鹿兒島、大島を経て那覇に至る	大阪商船株式會社	場合に依り臺灣を経て支那福州に至ることあるべし
同	同	鹿兒島郵船株式會社	
大阪神戶經由臺灣線	大阪、神戸、鹿兒島、大島、那覇、宮古、八重山を経て臺灣に至る	大阪商船株式會社	場合に依り臺灣を経て支那福州に至ることあるべし
大阪先島線	大阪、神戸、鹿兒島、大島、那覇を経て宮古、八重山に至る	沖繩廣運株式會社	

那覇港より縣外主要地に至る海路の距離は左の如し

- 大 阪 七百九十七海里 (鹿兒島經由)

- 神 戸 七百八十三海里 (鹿兒島經由)

- 鹿 兒 島 三百六十九海里

- 大 島 百七十六海里

- 基 隆 三百六十四海里

縣内各港間に於ける汽船の航通は一二の會社に國費より補助を給し那覇港より先島及離島に到る命令航路を開き定期及臨時航海の便を圖り其他離島相互間及各島沿岸は沖繩在來船の去來するあり海運の便略ぼ具はれり
航路名、回數及寄港地を示せば左の如し

命令航路				
航路名	回數	寄港地	船名	船主名
先島航路	月一回以上	那覇發宮古、八重山	廣運丸	沖繩廣運株式會社
久米島航路	月二回以上	久米島	運輪丸	鹿兒島郵船株式會社
栗國航路	二月三回以上	栗國島	同	同
渡名喜航路	同	渡名喜	同	同
備考 渡名喜、慶良間に寄港す 栗國、慶良間に寄港す				

航路名	回数	寄港地名	船主名	備考
慶良間航路	二月三回以上	慶良間	運草丸	粟國渡名喜に寄港す
伊平屋航路	同	伊平屋	同	名護本部に寄港す
伊口島航路	同	伊口島	同	同
航路名	回数	寄港地名	船主名	備考
先島航路	月三回以上 月二回以上	宮古、八重山	大阪商船株式會社 沖繩廣運株式會社	大阪、神戸、鹿兒島より來り臺灣に至る 同上及支那、福州に至ることあり

那覇港より縣内各島に至る海路の距離左の如し

- 名護 三十二海里
- 慶良間 二十二海里
- 宮古島 百七十海里
- 與那國 二百八十四海里
- 伊平屋島 五十七海里
- 天 四十五海里
- 久米島 五十海里
- 八重山(石垣島) 二百四十二海里
- 大東島 二百二十二海里
- 伊是名島 五十一海里

大正三年中縣内各港に於ける船舶の出入及貨物移出左の如し

- 瀬底島 二十九海里
- 渡名喜島 二十九海里
- 前慶良間島 十一海里
- 粟國島 三十海里
- 鳥島 百一海里
- 八重山魚釣島 三百三十海里

港名	入			出		
	汽船	帆船	噸數	汽船	帆船	噸數
那覇港	四四五	三〇四八二五	三〇四、一四五	四四四	三〇四、一四五	三〇四、一四五
名護港	二六九	三六、七九六	二六九	二六九	三六、七九六	三六、七九六
波久地港	一六	七、二〇〇	一六	一六	七、二〇〇	七、二〇〇
張水港	八六	一一、六四三	八六	八六	一一、六四三	一一、六四三
石垣港	七八	八七、七三七	七八	七八	八七、七三七	八七、七三七
那覇港	主 要 品 名 白糖、白下糖、更目糖、帽子、泡盛酒、織物、鯉節、製革、漆器、泡盛、甘藷、米、素麵			主 要 品 名 米、大豆、粟、素麵、種油、石油、木材、金物、煙草、昆布、麥粉、薪、木材、樟、魚類		
那覇港	價 額 八三、七八、四五四			價 額 七五、九九〇、一九		
與那原港	價 額 六五、〇四五			價 額 七四三、七八〇		
久米島港	價 額 一六五、二〇〇			價 額 六八、三六一		
名護港	價 額 七八、四〇六			價 額 一六二、二〇〇		

港名	移		價額	移		價額
	出	入		出	入	
伊口港	黑糖	七五三七	泡盛、石油、米、薪、茶、木材	四九〇八〇		
渡久地港	黑糖、鯨節、製藍、煙草	一〇九、六二七	泡盛、米、石油、茶、木綿、素麵、大豆、織物、煙草	七三、七一四		
張水港	黑糖、織物、味噌、豚、瓦牛、海産物	四四三、八二一	燗寸、粉末、茶、米、鹽	六五〇、五九八		
石垣港	鯨節、石炭、阿且葉、織物、砂糖、貝類、煙草、豚、牛、炭、麥	四一、五四〇	泡盛、米、石油、煙草、大豆、素麵、鹽	二五三、四七九		
合計		九、七二七、三三〇		九、五九九、一六一		

第六節 郵便、電信、電話

一 郵便

縣下の通信事業は明治七年那覇通堂に郵便所の開設ありしを以て嚆矢とし當時は纔かに普通郵便の集配のみに過ぎざりしが明治十七年四月には更に郵便爲替及貯金事務の開始を見るに至り鹿兒島郵便電信局の管轄に屬せり超て四十三年四月の官制改正に依り同局は熊本遞信管理局鹿兒島支局となり五月同支局の廢止と共に熊本遞信管理局の所轄に移され大正二年六月更に九州遞信局の管轄する所となり以て今日に

及べり置縣前に於ては郵便事業の利便を解するもの太だ少なく爲めに徹々として振はざりしも逐次世運の進歩と相隨伴し其の利便を知るもの漸く多きを加へ郵便物は年々歳々増加し來り現時に於ては内地への交通船便毎月約十回臺灣へ約三回先島へ約五回の往復を見るに至り本島内陸便は那覇及名護を起點として毎日二回の順送便と那覇名護を中心とせる交換便とあり而して其の取扱局所は現今二十五個所の集配局と十三個所の無集配局とを有す

二 電信

電信は明治二十九年陸軍省所管の軍用通信所を那覇局の一隅に移されたるに起源し三十年九月に至り該通信所は郵便局と併合せられて遞信省所管と爲り那覇郵便電信局と改稱し同日を以て一般電信事務の開始を見るに至れり是れ實に本縣に於ける電信開始の根原たり爾來幾多の變遷を経たるも電報通信は逐年向上し現時に於ては八個の電信事務取扱局を有するに至る

三 電話

電話は最近の施設に係り明治四十三年二月初て那覇郵便局に電話交換事務開始せられ創設當時に於ては交換手六人加入者百五十八名を算するに止まりしも四十四年一

護會を創立せしも時可ならず事業着手に至らずして中止せり爾來免囚保護事業の企劃せらるゝもの嘗に一再のみならずりしも時運未だ臻らず竟に成立を見ずして止みき然れども惟り田原法水の免囚保護事業は十有餘年の久しきを繼續し着々其の功を舉げ來りて基礎較々堅きを傲せり是れ則ち沖繩自營會の前身たり明治四十四年時の典獄伊藤孝之及有志の斡旋に依り爰に初て具體的成案を得此年三月沖繩自營會成る而して當時は眞教寺の一室を割て保護場に充てしも十二月宿舍建築其の工を竣へ落成式を舉行せり爾來年を閲する五星霜日未だ淺しと雖事業の基礎漸く固く保護の成績又大に見るべきものあるに至り既に財團法人設立の手續を了し基礎漸く鞏きを加へたり現時に在りては敷地六十坪建坪二十四坪基金參千圓を有し當該基金利子司法省及沖繩縣の兩補助金並に篤志者の寄附に依り維持經營せり而して創立以來の保護者は二百二十六名を算し現在被保護者三十名直接保護三名間接保護二十七名にして眞教寺住職田原法馨是が會長たり

大正五年三月廿八日印刷
大正五年四月十日發行

沖繩縣

印刷者 高島幸三郎
東京市京橋區高代町四番地

印刷所 高島活版所
東京市京橋區高代町四番地
電話京橋一五四七番
振替東京一一七三番